

環境影響評価技術指針

平成 17 年 7 月 4 日 尼崎市公告第 72 号

変更 平成 25 年 10 月 15 日 尼崎市公告第 113 号

第 1 章 環境影響評価技術指針の策定の趣旨等

第 1 節 趣旨

- 1 この環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）は、尼崎市環境影響評価等に関する条例（平成 17 年条例第 9 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、事業者（都市計画決定権者を含む。以下同じ。）による環境影響評価及び事後調査が、科学的知見に基づき適切に行われるよう、環境影響評価の項目、調査、予測及び評価の手法、並びに事後調査の実施及び調査結果の検討などについて、必要な技術的事項を定めるものである。
- 2 事業者は、実施しようとする対象事業（条例第 2 条第 2 号）の種類、規模及び地域の概況等を考慮して、対象事業及びこれに関連する事業（以下「対象事業等」という。）の実施による環境への影響について、この技術指針に基づき環境の現況を調査し、環境影響評価の項目を選定のうえ、予測及び評価を行うとともに事後調査を行う。
- 3 事業者は、この技術指針に基づく環境影響評価等を実施するにあたっては、対象事業等の特性及び予測手法の妥当性等を考慮のうえ、最新の科学的知見をもとに実施するよう努める。
- 4 この技術指針は科学的知見の進展に応じ、必要な改定を行うものとする。

第 2 節 用語

この技術指針で使用する用語は、この指針に定めるもののほか、条例で使用する用語の例による。

第2章 環境影響評価等の基本的事項

第1節 環境影響評価項目の選定等

1 環境要素

環境影響評価等の対象となる環境要素は、次のとおりとする。

表 1 環境要素

(1) 大気質	(2) 騒音	(3) 振動	(4) 低周波音	(5) 悪臭	(6) 水質
(7) 底質	(8) 地下水質	(9) 地形・地質	(10) 地盤変状	(11) 土壤汚染	
(12) 廃棄物	(13) 植物	(14) 動物	(15) 生態系	(16) 資源循環	
(17) 地球温暖化	(18) 人と自然とのふれあい活動の場	(19) 電波障害			
(20) 日照	(21) 風害	(22) ヒートアイランド現象	(23) 景観	(24) 文化財	
(25) 都市施設	(26) 安全性	(27) その他	1		

1 : (1) から (26) 以外の環境要素について、事業者が環境影響評価等の対象として選定する項目とする。

2 環境影響評価等の対象範囲

この技術指針で環境影響評価等の対象とする範囲は、条例第1条における「現在及び将来の市民が健康かつ快適な生活を営みうる環境（以下「良好な環境」という。）の確保に資する」ために必要な範囲であって、尼崎市の環境をまもる条例（平成12年条例第51号）第5条第1号（生活環境の保全）、第2号（自然環境の保全）、第3号（都市環境の保全）、第4号（地球環境の保全）に掲げる事項とする。

なお、環境要素と良好な環境（生活環境、自然環境、都市環境、地球環境）との関係は、表2に示すとおりである。

3 環境影響評価項目の選定

事業者は、環境影響評価等の実施にあたっては、事業の種類、規模及び地域の概況等を考慮し、環境要素と良好な環境の関係を踏まえ、環境要素のなかから環境影響評価等を行う項目（以下「環境影響評価項目」という。）を選定する。

表 - 2 環境要素と良好な環境のマトリックス表

条例「良好な環境」 環境要素	生活環境 第5条第1号	自然環境 第5条第2号	地球環境 第5条第4号	都市環境 第5条第3号
	大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること	緑地、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全することにより、人と自然との豊かな触れ合いができる環境を確保すること	資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、環境の保全に関する技術の活用等により、地球環境保全に資すること	水や緑に親しむことのできる都市空間の形成、地域の特性を活かした美しい景観の形成等により、潤いと安らぎのある環境を確保すること
大気質				
騒音				
振動				
低周波音				
悪臭				
水質				
底質				
地下水質				
地形・地質				
地盤変状				
土壌汚染				
廃棄物				
植物				
動物				
生態系				
資源循環				
地球温暖化				
人と自然とのふれあい活動の場				
電波障害				
日照				
風害				
ヒートアイランド現象				
景観				
文化財				
都市施設				

：主たる環境要素

第2節 環境影響評価等の対象とする行為等

環境影響評価等の対象は、対象事業の実施に伴う工事（土地の形状の変更並びに工作物等の新設及び増改築）供用（当該事業の実施後の土地又は工作物等において行われることが予定される事業活動その他の人の活動を含む。）の各段階において環境要素に影響を及ぼす行為並びに存在（以下「行為等」という。）を基本とする。

また、事業者は環境影響評価等を複合的に実施する必要がある場合においては、対象事業に関連する次の事業についても環境影響評価等の対象とする行為等に含める。

当該対象事業と目的や実施時期が同じであって、当該事業者が当該対象事業と密接に関連して実施する事業

当該事業者が行った事業であって、当該対象事業と密接に関連する事業

また、事業者は、対象事業等に係る環境負荷影響ばかりでなく、当該対象事業等の事業計画のなかで新たな環境の創造についての検討を行うとともに、当該対象事業等が地域社会等の良好な環境づくりに寄与するものとなるよう検討し、これらを積極的に環境影響評価等の対象に含める。

さらに、建築物等の人の居住に係る対象事業等であって、事業計画区域周辺の工場・幹線道路等からの局所的な環境負荷影響を受けるおそれがある場合にあつては、事業者は、当該対象事業等の供用後におけるその事業地内の居住者等に対する環境負荷影響についても把握し、これを環境影響評価等の対象とするよう努める。

第3節 評価

1 基本的な考え方

評価の基本的な考え方は、次のとおりとする。

(1) 個別評価

ア 環境負荷影響の回避・低減に係る評価

実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境影響評価項目に係る環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価を行う。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるよう整理する。

イ 良好な環境の創造に係る評価

新たな環境の創造及び地域社会等の良好な環境づくりについて検討し、良好な環境の創造に向けて努めているかについて評価を行う。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるよう整理する。

評価を行うにあたって、環境基準その他の国、県及び本市による環境の保全に関する施策によって、環境影響評価項目に係る環境要素に関する基準又は目標が示されている場合は、当該評価において当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにできるように整理し、当該基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性が図られているか否かについて検討する。

なお、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る基準が定められているものについても、当該基準との整合性が図られているか否かについて検討する。

(2) 総合評価

個別評価の概要を一覧できるように整理し、対象事業等の実施による事業全体としての環境に及ぼす影響を把握することにより総合的に評価を行う。

2 留意事項

事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容及び効果の程度を客観的資料に基づき明らかにする。また、この場合において、当該措置の実効性が不確定であるような場合には、当該措置を見込まないか、又はより安全側に立った評価を行う。

第4節 重点化・簡略化

事業者は、地域及び事業の特性を考慮して、評価のポイントを絞った効率的かつ効果的な環境影響評価を実施するため、環境負荷影響が極めて小さいことが明らかな場合及び類似の事例により影響の程度が明らかな場合等は環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法を簡略化し、また、事業実施による環境負荷影響が大きいと考えられる場合及び環境負荷影響を受けやすい地域または対象が存在する場合等は環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法についての重点化を図ることによりメリハリの効いた環境影響評価等の実施に努める。

第5節 環境の保全のための措置

1 環境保全措置

(1) 基本的な考え方

事業者は、対象事業等の実施による環境負荷影響について、実行可能な範囲内で、環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討し、実施する。

環境保全措置の検討にあたっては、次の事項を基本とする。

ア 環境負荷影響を回避し、又は低減することを優先するものとし、これらの検討結果を踏まえ、必要に応じ、当該対象事業等の実施により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により損なわれる環境要素の持つ環境の保全の観点からの価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討する。また、代償措置の効果及び実施が可能と判断した根拠を可能な限り具体的に明らかにできるようにするものとする。

イ 環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるように整理する。この場合において、当該検討が段階的に行われている場合には、これらの検討を行った段階ごとに環境保全

措置の具体的な内容を明らかにできるように整理するものとする。

(2) 留意事項

環境保全措置の検討にあたっては、次に掲げる事項を可能な限り具体的に明らかにできるようにする。

ア 環境保全措置の効果及び必要に応じて不確実性の程度

イ 環境保全措置の実施に伴い生じるおそれのある環境負荷影響

ウ 環境保全措置を講ずるにもかかわらず存在する環境負荷影響

エ 環境保全措置の内容、実施期間、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法

2 環境創造措置

(1) 基本的な考え方

事業者は、対象事業等の実施による環境負荷影響がない環境要素についても、新たな環境の創造について実行可能な範囲内で検討し、実施するとともに、事業そのものが地域社会等の良好な環境づくりに寄与するものである場合にあっては、その効果を高めるため、積極的に措置を講ずる（以下「環境創造措置」という。）。

環境創造措置の検討にあたっては、事前環境配慮指針等を踏まえ、当該対象事業等における実行可能なものを検討し、良好な環境の創造に努める。この場合において、当該検討が段階的に行われている場合には、これらの検討を行った段階ごとに環境創造措置の具体的な内容を明らかにできるように整理するものとする。

(2) 留意事項

環境創造措置の検討にあたっては、次に掲げる事項を可能な限り具体的に明らかにできるようにする。

ア 環境創造措置の効果及び必要に応じて不確実性の程度

イ 環境創造措置の実施に伴い生じるおそれのある環境負荷影響

ウ 環境創造措置の内容、実施期間、実施主体その他の環境創造措置の実施の方法

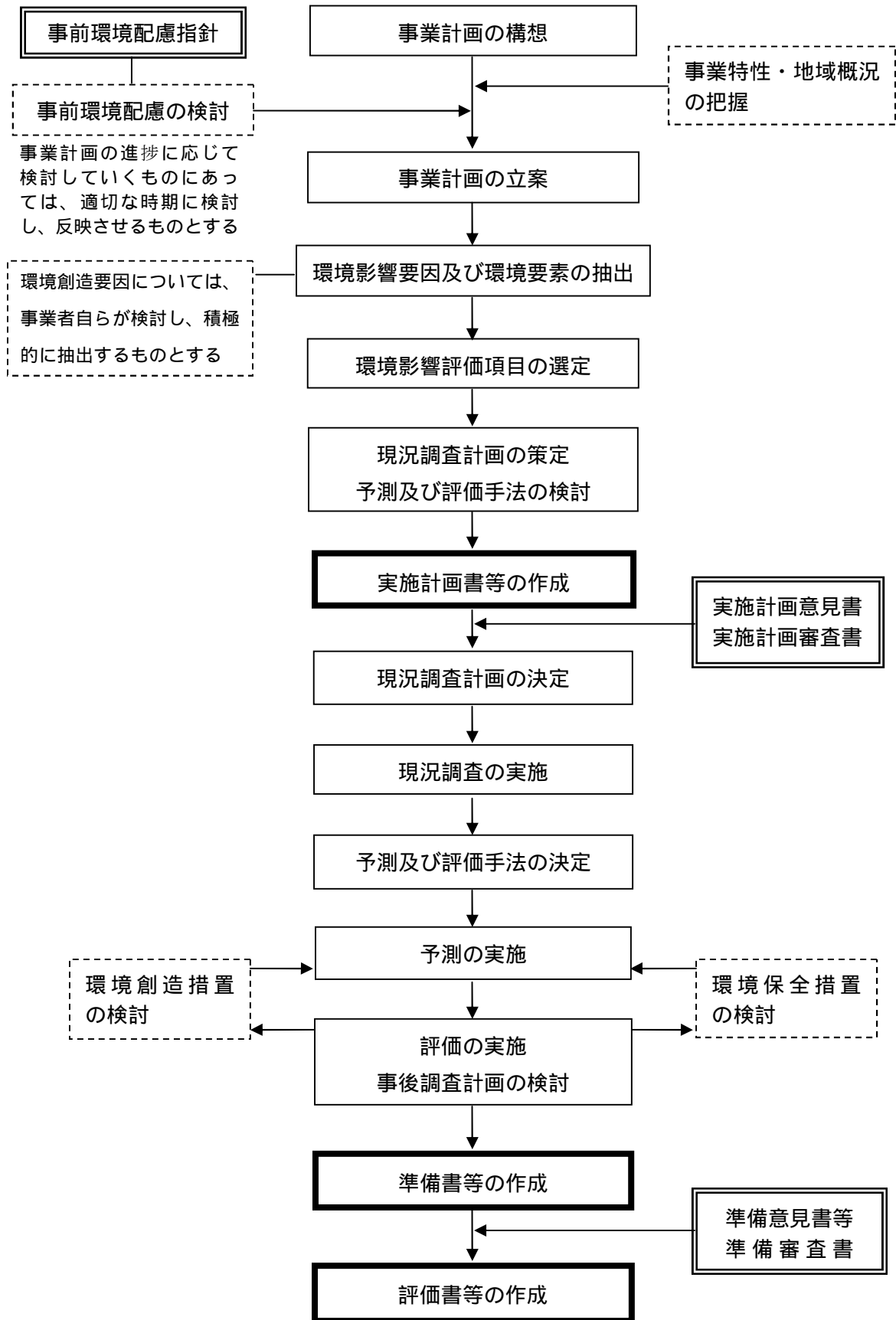
第6節 事後調査

事後調査は、対象事業等の実施が環境に及ぼす影響について、予測手法の妥当性並びに予測及び評価の結果を検証するとともに、評価書に記載している予測内容、環境の保全のための措置の履行状況を確認することを目的とする。

なお、これらの過程を通じて、必要に応じて環境保全措置の追加等を検討し、実施する。

第3章 環境影響評価の実施手順

環境影響評価は、次に示す手順に従って実施する。



第1節 実施計画書の作成手順

事業者は、次の手順に従って実施計画書等を作成する。なお、環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するにあたっては、必要に応じ、専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行うこととし、当該助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにする。

1 事業特性・地域概況の把握

(1) 事業特性の把握

対象事業等に係る環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するにあたって、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象事業等の内容（以下「事業特性」という。）を把握する。

(2) 地域概況の把握

対象事業等に係る環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するにあたって、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象事業等が実施されるべき区域及びその周辺地域の歴史的・文化環境を含む自然的・社会的状況（以下「地域概況」という。）を把握する。

地域概況の把握は、別表-1に定める概況調査項目を参考に環境影響評価を実施するうえで必要な項目を、既存資料の収集・整理及び現地調査により把握する。なお、現在の情報のみならず、過去の状況の推移及び将来の状況も把握する。

地域概況の記述にあたっては、環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した根拠が明らかになるよう留意する。

2 事業計画の立案

対象事業等の事業計画を策定するにあたっては、事前環境配慮指針等に基づき、環境の保全の観点からの事前の配慮を検討するとともに、国、県及び本市の環境保全施策との整合性に係る検討を行い、環境の保全について適正に配慮がなされた事業計画を立案する。

3 環境影響要因の抽出

環境影響要因を環境負荷要因と環境創造要因に区分し、抽出する。

(1) 環境負荷要因の抽出

対象事業等の行為等のうち、その種類、規模に応じ、環境負荷影響を及ぼす要因となるもの（以下「環境負荷要因」という。）について表-3を参考に抽出する。

この場合において、対象事業等の一部として、当該対象事業等が実施されるべき区域にある工作物の撤去若しくは廃棄が行われる場合、又は対象事業の実施後、当該対象事業等の目的に含まれる工作物の撤去若しくは廃棄が行われることが予定されている場合には、これらの撤去又は廃棄に係る環境負荷要因も勘案するものとする。

表 - 3 環境負荷要因の例

区分	行為等
工事中	・資材等の運搬 ・重機の稼働 ・切土、盛土、掘削、しゅんせつ等 ・資材等の使用 ・工作物の建築・解体 ・工事に伴う排水
存在	・土地の改変 ・樹木伐採後の状態 ・施設等の存在
供用	・事業活動（工場・事業場等の気体、液体(汚水、温冷水等)、エネルギー（音、振動、熱等）及び固体（廃棄物等）の排出並びに資源エネルギーの使用及び揚水・取水等） ・人の活動（居住、利用、就労等） ・道路及び鉄道等の供用 ・道路及び鉄道等の利用（資材、製品及び人等の運搬並びに輸送）

上記表にない行為等についても事業内容により可能性がある場合は、抽出する。

(2) 環境創造要因の抽出

対象事業等の行為等のうち、良好な環境を創造する要因となるもの（以下「環境創造要因」という。）について表 - 4 を参考に抽出する。

環境創造要因については、事業者自らが検討し、積極的に抽出する。

表 - 4 環境創造要因の例

区分	行為等
存在	・施設等の存在（新たな環境の創造：緑地、ビオトープ、親水施設の設置等）
供用	・事業活動（循環型社会への寄与：リサイクル施設の稼働、環境負荷の減少：供用による自動車交通量の減少、下水処理施設の稼働等）

上記表にない行為等についても事業内容により可能性がある場合は、抽出する。

4 環境要素の抽出

事業特性及び地域概況等を考慮して、環境影響要因と環境要素の関連を表 - 5 に示す関連表により整理し、対象事業等の実施により影響を及ぼすと考えられる環境要素を抽出する。

表 - 5 環境影響要因と環境要素の関連表

環境影響要因の区分 細区分		工事	存在	供用
環境要素の区分 細区分				
	(1)大気質 1：粉じん等：粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は重機の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。	二酸化窒素		
二酸化硫黄				
浮遊粒子状物質				
粉じん等（ 1 ）				
	有害物質			

(2)騒音							
(3)振動							
(4)低周波音							
(5)悪臭							
(6)水質	水の汚れ(BOD、COD)						
	水の濁り(SS)						
	富栄養化(T-P、T-N)						
	溶存酸素(DO)						
	有害物質						
	水温						
	水素イオン濃度						
(7)底質							
(8)地下水質							
(9)地形・地質							
(10)地盤変状							
(11)土壌							
(12)廃棄物	廃棄物						
	残土						
(13)植物							
(14)動物							
(15)生態系							
(16)資源循環							
(17)地球温暖化	二酸化炭素						
(18)人と自然とのふれあ い活動の場							
(19)電波障害							
(20)日照							
(21)風害							
(22)ヒートアイランド現象							
(23)景観							
(24)文化財							
(25)都市施設							
(26)安全性							
(27)その他							

【環境負荷要因】 : 標準評価項目 : 重点評価項目 : 保全措置項目

【環境創造要因】

5 環境影響評価項目の選定

抽出した環境負荷要因と環境要素について、事業特性及び地域概況等を勘案して影響の有無を検討し、環境影響評価項目を選定する。選定した環境影響評価項目については、一般的に環境影響評価を行う項目（標準評価項目）事業特性及び地域特性等に応じて重点的に環境影響評価を行う項目（重点評価項目）環境負荷影響が軽微である又は類似の事例により影響の程度が明らかである等の理由から調査、予測を行わずに環境保全措置によって対応する項目（保全措置項目）に区分する。

したがって、環境負荷影響の可能性のあるものをすべて環境影響評価項目として選定するのではなく、明らかに環境負荷影響が軽微なものにとどまると想定されるもの及び環境保全措置について検討を行うことで十分対応できるようなものについては、標準評価項目からはずすことができる。ただし、このようなものであっても環境保全措置を行うことは重要であるので、これは保全措置項目として区分し、記載する。

なお、環境創造要因に係る環境影響評価項目に関しては、選定した環境創造要因に関連するものを環境影響評価項目とする。

選定結果については、表 5 を参考として、環境影響要因と環境要素の関係、環境影響評価項目の選定及び重点化・簡略化等の結果がわかる表を作成する。また、環境影響評価項目の選定理由並びに標準評価項目、重点評価項目及び保全措置項目に区分した理由又は根拠をとりまとめる。また、環境影響評価項目を選定するにあたっては、選定の理由を明らかにするものとする。

なお、間接的な影響を根拠として環境影響評価項目を選定する場合等においては、環境影響の関連図を作成するなどにより選定根拠の内容を明確にする。

6 現況調査計画の策定

現況調査は、事業特性及び地域概況等を勘案し、対象事業等の実施が環境に及ぼす影響の内容、程度について予測及び評価するための基礎資料を得ることを目的とし、現況調査計画は、環境影響評価項目のうち、現況調査を行う項目（以下「現況調査項目」という。）ごとに、別表 - 2 を参考に現況調査の内容、調査地域及び地点、調査期間及び頻度、調査方法等の調査手法をとりまとめたものを策定する。地域概況を勘案するにあたっては、当該地域概況が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえるものとする。

年間を通じた調査については、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するものとする。

7 予測手法の検討

環境影響評価項目ごとに、事業特性及び地域概況等を考慮して予測の方法等を検討する。なお、別表 - 3 に記載された手法と同等又はそれ以上の信頼性のある手法であれば、それ以外の手法を用いても差し支えない。

8 評価手法の検討

環境影響評価項目ごとに、環境負荷要因は、(1)について、環境創造要因は(2)について

評価手法を検討する。

- (1) 環境負荷影響を回避、低減に可能な限り努めていること。
- (2) 良好な環境の創造に可能な限り努めていること。

なお、評価手法には、環境基準その他の国、県及び本市の環境保全施策により示されている環境要素に関する基準又は目標が示されている場合は、当該基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性が図られているか否かについての検討方法を含めるものとする。

9 実施計画書等の作成

事業特性、地域概況、調査、予測及び評価の手法、事前環境配慮の内容等を記載した実施計画書等を作成する。

第2節 準備書の作成手順

事業者は、次に示す手順に従って、環境影響評価項目ごとに調査、予測及び評価を実施し、その結果をとりまとめた準備書等を作成する。

1 現況調査

- (1) 現況調査計画の決定

実施計画書に対する市長等の意見を踏まえ、実施計画書の現況調査の内容等に検討を加え、現況調査計画を決定する。

- (2) 現況調査の実施

現況調査計画に基づき、現況調査を実施する。

ア 現況調査の内容

現況調査は、資料調査及び現地調査とし、最新の調査によることを基本とする。

- (ア) 資料調査

現況調査項目に関して、尼崎の環境等既存資料の収集、整理により行う。

- (イ) 現地調査

現況調査項目について、環境影響評価を行ううえで十分な既存の資料等がない場合及び現地の状況を直接把握する必要がある場合に現地調査を実施し、環境の現況を把握する。

イ 現況調査の地域

現況調査の地域は、対象事業等が実施される区域及びその周辺地域並びに対象事業等の行為等により環境負荷影響が及ぶと考えられる範囲を含む地域とする。

ウ 現況調査の地点

現況調査の地点は、事業特性及び地域概況等を考慮して、調査地域の各現況調査項目の状況を適切に把握し得るよう設定する。

エ 現況調査の期間及び頻度

現況調査の期間及び頻度は、環境の現況を十分把握でき、かつ、予測及び評価を行ううえで十分な期間及び頻度とする。

季節変動又は日変動を有する現況調査項目については、季節変動又は日変動が把握できる期間及び頻度とする。

オ 現況調査の方法

現況調査の方法は、地域の環境の状況を把握するうえで適切な方法について、予測及び評価の手法を考慮して選定する。

カ 現況調査の実施における留意点

(ア) 調査によって得られる情報の整理方法

資料調査によって得られる情報は、当該情報が記載されている文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、日時等当該情報の出所及びその妥当性を明らかにする。

貴重な植物及び動物の生息・生育場所に関する情報などを開示することにより環境の保全に支障を生じるおそれがある情報については、生育及び生息場所が特定できない形で整理するなどの配慮を行う。

(イ) 環境負荷影響の少ない調査方法の選定

調査の実施そのものに伴う環境負荷影響を回避し、低減するため、可能な限り環境負荷影響の少ない調査方法を選定する。

2 予測及び評価

(1) 予測及び評価手法の決定

予測は、実施計画書に対する市長等の意見及び現況調査の結果を踏まえ、別表 - 3 を参考に予測項目、予測手法及び評価手法を決定する。

(2) 予測の実施

予測は、事業の種類及び規模、環境の保全のための措置の内容、予測の前提条件等について、環境負荷影響を過少に評価することのないよう配慮したうえで、選定した項目ごとに行うことを原則とする。

なお、環境の保全のための措置の実施時期、その効果が現れる時期と程度並びに環境の保全のための措置の実施に伴い生じるおそれのある環境負荷影響についても明らかにする。また、関連事業がある場合は、当該関連事業に伴う環境負荷要因及び環境創造要因を加味した予測を実施する。

予測の基本的な事項は次のとおりとする。

ア 予測の地域

予測の地域は、対象事業等の種類及び規模、現況調査の結果等を踏まえて設定すること。

イ 予測の地点

予測地域内における予測地点は、その地域を代表する地点、特に環境に影響を及ぼす地点、保全すべき対象への環境負荷影響を的確に把握できる地点等を勘案して設定する。

ウ 予測の時期

予測の時期は、事業特性及び地域概況等を考慮し、供用後の定常状態及び工事の

実施による環境負荷影響が最大になる時期等について、環境影響評価項目ごとの環境影響を的確に把握できる時期を設定する。

また、工事が完了した後の土地等の供用後定常状態に至るまでに長期間を要し、若しくは予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象事業に係る工事が完了する前の土地等について供用されることが予定されている場合には、必要に応じ、中間的な時期での予測を行う。

エ 予測の手法

予測は、対象事業の実施により環境影響評価項目に係る環境要素に及ぶおそのある環境負荷影響の程度について、工事中及び供用時における環境の状態の変化又は環境への負荷の量について、数理モデルによる数値計算、模型等による実験、既存事例の引用又は解析等の方法により、定量的に把握することを基本とし、定量的な把握が困難な場合は定性的に把握することにより行うものとする。

オ 予測の実施における留意点

(ア) 予測の前提条件の明確化

予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数等予測に係る諸条件については、その設定根拠を予測の結果との関係と併せて明確にする。

また、予測方法として理論式等を用いる場合にあっては、必要に応じ、当該理論式等の現況再現性について検討を加え、予測結果の信頼性を確保する。

(イ) 将来の環境（バックグラウンド）の状態の設定のあり方

環境の状態の予測にあたっては、対象事業等がもたらす地域の将来の環境の状態（将来の環境の状態の推定が困難な場合においては、現在の環境の状態とする。）を明らかにできるように整理し、これを考慮して行うものとする。この場合において、地域の将来の環境の状態は、本市等の関係機関が有する情報を収集し、予測して設定する。

(ウ) 予測の不確実性の検討

科学的知見の限界に伴う予測の不確実性について、その程度及びそれに伴う環境への影響の重大性に応じて整理されるものとする。この場合において、必要に応じて予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきにより、予測の不確実性の程度を把握するものとする。

(3) 評価の実施

個別評価として環境影響評価項目ごとに評価を行い、それらの結果をもとに、事業全体としての環境に及ぼす影響を総合的に評価する。なお、評価にあたっては、次項の「環境の保全のための措置の検討」を含め、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるように整理し、実施する。

3 環境の保全のための措置の検討

(1) 環境保全措置の検討

予測の結果をもとに、環境影響評価項目（環境負荷影響がないと判断されるもの及び環境負荷影響が極めて小さいと判断されるものを除く。）ごとに、事業者が実行可能

な範囲で環境負荷影響をできる限り回避し、又は低減する措置、並びに必要なに応じ、代償措置を検討する。

(2) 環境創造措置の検討

事業者は、事業計画のなかで良好な環境の創造に努め、積極的に環境創造措置を検討する。

4 事後調査内容の検討

「第4章 事後調査の実施手順 第1節 事後調査計画書の作成手順」に従い、事後調査の内容を検討する。

5 準備書等の作成

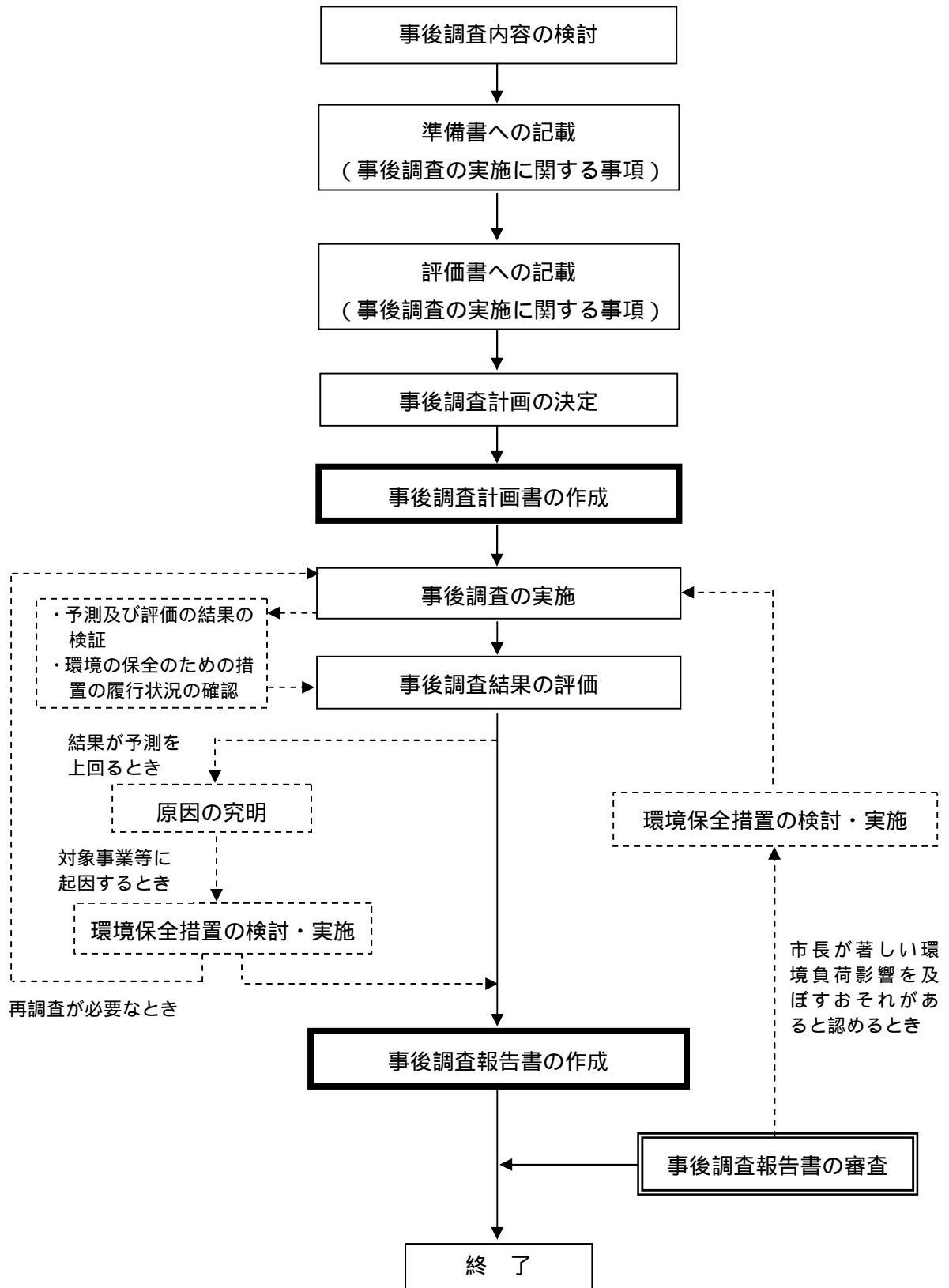
現況調査の結果、予測及び評価の結果、事前環境配慮の内容、環境の保全のための措置の内容、事後調査の内容等を記載した準備書等を作成し、市長に提出する。

第3節 評価書の作成手順

準備書に対する市長等の意見を踏まえ、準備書の記載事項の検討及び補正を行い、評価書等を作成し、市長に提出する。

第4章 事後調査の実施手順

事後調査は、次に示す手順に従って実施する。



第1節 事後調査計画書の作成手順

1 事後調査内容の検討

環境負荷影響の重大性に応じ、工事中及び供用後の環境の状態等を把握するために必要な事後調査の項目、調査頻度、実施時期等の検討を行う。

(1) 事後調査の項目

原則として予測を行う項目とする。なお、これらの項目のうち事後調査を行わないものについては、その理由を明らかにする。

(2) 事後調査の地域

原則として、予測及び評価を行った地域とする。

(3) 事後調査の期間及び頻度

工事中及び供用後における環境影響を確認できる期間及び頻度とする。

工事中については、原則として工事の環境負荷影響が最大となる時期とし、工事期間が長期に渡る場合及び周辺環境に配慮を要する場合には、必要に応じて定期的な調査についても検討する。

供用後については、原則として予測及び評価を行った時期とする。なお、当該時期以外であっても予測の前提条件を満たしていると判断される場合には、その時期に事後調査を実施することができる。

(4) 事後調査の手法

原則として、予測及び評価を行った手法とする。

(5) 環境の保全のための措置

原則として、評価書に記載した環境保全措置及び環境創造措置の履行を確認する。

2 事後調査内容の準備書及び評価書への記載

事後調査内容については、準備書及び評価書に記載する。準備書に対する市長等の意見を踏まえ、準備書に記載した事後調査内容の検討及び補正を行い、評価書に記載する。

3 事後調査計画の検討及び事後調査計画書の作成

評価書に記載した事後調査内容をもとに事後調査計画を定め、事後調査計画書を作成し、市長に提出する。

第2節 事後調査報告書の作成手順

1 事後調査の実施

工事中及び供用後において事後調査を実施し、予測の結果及び環境基準等の環境保全上の目標値との関係を検証する。また、環境の保全についての措置の履行状況の確認を行う。

2 事後調査結果の評価

事後調査の結果を評価し、事後調査の結果が予測を上回った場合は、その原因究明を

行う。

原因究明の結果、対象事業等の実施に起因して、環境負荷影響が認められる場合には、追加して実施する環境保全措置を検討し、実施する。なお、環境の状況が人の健康に重大な被害を生じるおそれがある場合など緊急を要する場合には、直ちに環境保全措置を講ずる。

さらに、当該環境保全措置の実施による環境の状況の変化について、必要に応じ、事後調査を実施する。

3 事後調査報告書の作成

事後調査の結果及びその評価を整理（原因究明等を行った場合には、その手法、検討結果を含む。）し、事後調査報告書を作成し、市長に提出する。

4 環境保全措置を講ずるよう求められた場合

事後調査報告書の審査結果により、市長から環境保全措置を講ずるよう求められた場合においては、それに従って必要な措置を講ずる

さらに、当該環境保全措置の実施による環境の状況の変化について、事後調査を実施する。

第5章 図書の記載事項

第1節 一般的留意事項

- 1 実施計画書等、準備書等、評価書等、事後調査計画書並びに事後調査報告書（以下「図書」という。）の作成にあたっては、記述内容について十分検討し、一貫性のある内容となるよう配慮する。
- 2 図書の作成にあたっては、重点化及び簡略化すべき内容を考慮のうえ、平易な言葉を用いて簡潔にとりまとめるとともに、図表、写真等を用いることなどにより、理解しやすいものとなるよう配慮する。
- 3 学術用語、法令用語等の専門的用語の使用は必要最小限とし、やむを得ず使用する場合には必要に応じ、注釈をつける。
- 4 図書に用いる資料の整理にあたっては、出典、情報の時点等を明らかにする。
- 5 技術的専門的な分析資料等で膨大となる資料は、資料編として図書の巻末に整理する。
- 6 図書の作成等に関する業務について委託を行った場合は、その受託者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名）について記載する。

第2節 実施計画書

実施計画書の記載事項は、次の事項を基本とする。

1 事業者の氏名及び住所

（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名）

2 対象事業の名称、目的、位置及び規模その他対象事業の内容

(1)事業の名称

(2)事業の種類（条例別表のうち、該当する事業の区分を記載する。）

(3)事業の目的

(4)事業の位置

事業の実施予定場所を記載する。（実施場所を地図上でも示す。）

(5)事業の規模

事業の概要及び事業の規模を記載する。

（規模が未定の場合は、想定される規模のうち最大となる場合を記載する。）

(6) 事業計画の内容

ア 事業実施の背景及び事業計画の策定経緯

イ 土地利用計画、施設計画、交通計画、関連事業の状況等

ウ 事業開始予定時期（工事時期、施設等の利用開始時期等）

エ その他基本的な諸元

3 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

事業の実施予定場所及びその周辺地域の概況を記載する。(別表 - 1 概況調査項目を参照する。)

4 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(当該手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目)

(1) 環境影響要因の抽出

環境負荷要因及び環境創造要因を表 - 3、4 を参考に抽出し、記載する。

(2) 環境影響評価項目

対象事業等について調査、予測及び評価を行う環境要素を表 5 環境影響要因と環境要素の関連表を用い記載する。

(3) 調査、予測及び評価の手法

環境要素ごとに、現況調査項目及び調査の手法を現況調査計画としてとりまとめるとともに、予測の項目及び手法並びに評価の手法を記載する。

ア 現況調査

現況調査項目、現況調査の地域及び現況調査の地点(図面の添付)、調査期間及び頻度、調査方法(資料名)を記載する。

イ 予測

予測の項目、予測の地域、予測の地点、予測の時期、予測の方法を記載する。

ウ 評価

「第2章 環境影響評価等の基本的事項 第3節 評価」を参考に、評価の考え方を整理する。

5 事前環境配慮の内容

事前環境配慮指針に基づく事前環境配慮の内容について記載する。記載にあたっては、抽出した環境配慮検討項目ごとに、次に掲げる項目を一覧表にするなど分かりやすく整理する。

(1) 事前環境配慮項目

事前環境配慮事項から事業ごとの特性等を勘案し抽出した事前環境配慮項目を記載する。

(2) 区分

次の区分から選択し記載する。

早い段階において事業計画に反映するもの

事業計画の進捗に応じて検討していくもの

事業の特性等から配慮できないもの

(3) 事業計画区域及びその周辺地域の概況(参考:別表 - 1 概況調査項目)

次のいずれかのうち関係するものを具体的に記載する。

社会の概況

自然の概況

環境の概況

- (4) 事前環境配慮の内容
事前環境配慮の内容を具体的に記載する。事前環境配慮ができない又はしないもの、及び事業計画の進捗に応じて検討していくものについては、その旨を記載する。
- (5) 措置を講じることとすに至った検討の状況（措置を講じない場合も含む。）
事前環境配慮を講じることとした理由又は講じないこととした理由、検討の時期等を記載する。
- 6 その他市長が必要があると認める事項**
対象事業に適用される法令及びそれに基づく許認可などの内容について記載する。

第3節 準備書

準備書の記載事項は、次の事項を基本とする。

- 1 事業者の氏名及び住所**
（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名）
- 2 対象事業の名称、目的、位置及び規模その他対象事業の内容**
- (1) 事業の名称
- (2) 事業の種類（条例別表のうち、該当する事業の区分を記載する。）
- (3) 事業の目的
- (4) 事業の位置
事業の実施予定場所を記載する。（実施場所を地図上でも示す。）
- (5) 事業の規模
事業の概要及び規模を記載する。
（規模が未定の場合は、想定される規模のうち最大となる場合を記載する。）
- (6) 事業計画の内容
- ア 事業実施の背景及び事業計画の策定経緯
- イ 土地利用計画、施設計画、交通計画、関連事業の状況等
- ウ 事業開始予定時期（工事時期、施設等の利用開始時期等）
- エ その他基本的な諸元
- 3 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況**
実施計画書の作成に準じて必要な修正を行い、記載する。
- 4 事前環境配慮の内容**
実施計画書の記載内容を基本に、見直し修正等を加えた部分、事業計画の進捗に応じて検討するもの並びに新たに行うこととした事前環境配慮の内容等を明らかにし、分かりやすく整理し記載する。
- 5 実施計画意見の概要**

6 実施計画意見に対する事業者の見解

実施計画意見の概要と事業者の見解は対比させて記載する。

7 実施計画書の記載事項についての修正の有無（修正のある場合にあっては、当該修正の内容を含む。）

8 実施計画審査意見

9 実施計画審査意見に対する事業者の見解及び当該見解に基づいて事業者が講じた措置

実施計画審査意見の概要と事業者の見解及び当該見解に基づく措置は対比させて記載する。

10 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

実施計画書に記載した内容と異なる場合には、その理由を明記する。

11 環境影響評価の結果

- (1) 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）

環境影響評価項目ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめて記載する。なお、予測及び評価においては、工事中、施設の存在、施設の供用に分けてできるだけわかりやすく記載する。

- (2) 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）

ア 環境保全措置

イ 環境創造措置

- (3) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

12 事後調査の実施に関する事項

- (1) 対象事業に係る事後調査の項目及び手法
- (2) 事後調査を行う期間及び頻度
- (3) その他市長が必要があると認める事項

13 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行う場合は、その者の氏名及び住所

（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名）

14 その他市長が必要があると認める事項

第4節 評価書

評価書の記載事項は、次の事項を基本とする。

1 事業者の氏名及び住所

（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名）

- 2 対象事業の名称、目的、位置及び規模その他対象事業の内容
- 3 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
- 4 事前環境配慮の内容
準備書の記載内容を基本に、見直し修正等を加えた部分及び新たに行うこととした事前環境配慮の内容等を明らかにし、分かりやすく整理し記載する。
- 5 実施計画意見の概要
- 6 実施計画意見に対する事業者の見解
実施計画意見の概要と事業者の見解は対比させて記載する。
- 7 実施計画書の記載事項についての修正の有無（修正のある場合にあっては、当該修正の内容を含む。）
- 8 実施計画審査意見
- 9 実施計画審査意見に対する事業者の見解及び当該見解に基づいて事業者が講じた措置
実施計画審査意見の概要と事業者の見解及び当該見解に基づく措置は対比させて記載する。
- 10 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
準備書に記載した内容と異なる場合には、その理由を明記する。
- 11 環境影響評価の結果
 - (1) 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）
環境影響評価項目ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめて記載する。なお、予測及び評価においては、工事中、施設の存在、施設の供用に分けてできるだけわかりやすく記載する。
 - (2) 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）
 - ア 環境保全措置
 - イ 環境創造措置
 - (3) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価
- 12 事後調査の実施に関する事項
 - (1) 対象事業に係る事後調査項目及び手法
 - (2) 事後調査を行う期間及び頻度
 - (3) その他市長が必要があると認める事項
- 13 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行う場合は、その者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名）

- 14 準備意見及び公述意見の概要
- 15 準備意見及び公述意見に対する事業者の見解
準備意見及び公述意見の概要と当該意見に対する事業者の見解を対比させて記載する。
- 16 準備書の記載事項についての修正の有無（修正のある場合にあっては、当該修正の内容を含む。）
- 17 準備審査意見
- 18 準備審査意見に対する事業者の見解及び当該見解に基づいて事業者が講じた措置
準備審査意見の概要と事業者の見解及び当該見解に基づく措置は対比させて記載する。
- 19 その他市長が必要があると認める事項

第5節 事後調査計画書

事後調査計画書の記載事項は、次の事項を基本とする。

- 1 事業者の氏名及び住所
（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名）
- 2 対象事業の名称
- 3 対象事業に係る事後調査の項目及び手法
 - (1) 事後調査の項目
 - (2) 事後調査の地域
調査地点は図示する。
 - (3) 事後調査の手法
 - (4) 事後調査結果の検討方法
 - (5) 履行確認を行う環境保全措置
 - (6) 履行確認を行う環境創造措置
- 4 事後調査を行う期間
事後調査の期間及び頻度について記載する。
- 5 その他市長が必要があると認める事項
 - (1) 事後調査実施体制
事後調査の担当部署、責任者、連絡先、委託等により事後調査を実施ことが決定している場合は受託者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名）
 - (2) 事後調査報告書の提出時期
事後調査報告書は、工事中及び供用後のそれぞれの事後調査が終了した時点で速や

かに市長に提出するものとし、提出の予定時期（年月）を記載する。

なお、数年に渡り事後調査を行うものについては、原則として年度ごとに報告書を提出する。

(3) その他事後調査に関し参考となる事項

周辺住民からの苦情又は要望に対する処理体制及び措置方針等について記載する。

第6節 事後調査報告書

事後調査報告書の記載事項は、次の事項を基本とする。

1 事業者の氏名及び住所

（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名）

2 対象事業の名称

3 対象事業に係る事後調査の項目及び手法

- (1) 事後調査の項目
- (2) 事後調査の地域
調査地点は図示する。
- (3) 事後調査の手法
- (4) 事後調査結果の検討方法
- (5) 環境保全措置の履行状況
- (6) 環境創造措置の履行状況

4 事後調査の結果

調査項目ごとに、調査結果を予測及び評価の結果と比較検討できるよう整理する。

5 環境の保全のために講じた措置

6 その他市長が必要があると認める事項

周辺住民からの苦情又は要望の発生及び措置の実施状況等について記載する。

別表 - 1 概況調査項目

区 分		調査項目の例
社会の概況	人口等	人口、世帯数、人口密度、人口動態等
	土地利用	土地利用の現況、建築物の用途別分布状況、都市計画法に基づく地域地区等の決定状況等
	産業	産業別事業所数及び従業者数、生産量、出荷額等
	利水等	農業用水等の水利権の設定状況及び利水状況、地下水の利用状況、漁業権の設定状況及びこれらの利用実態等
	都市施設等	公園、緑地等の分布状況及び利用状況、下水道の普及状況、学校・病院等の配置、野外レクリエーション地の概況等
	交通	交通網、交通量等の状況、鉄道・軌道の利用状況等
	文化財	文化財の分布状況、埋蔵文化財包蔵地等の状況等
	その他	環境影響評価を実施するうえで必要と考えられる項目
自然の概況	地象	地形及び地盤の状況等
	水象	河川及び海域に係る流況、沿岸の状況等
	気象	気温、湿度、風向、風速、降雨量等
	その他	環境影響評価を実施するうえで必要と考えられる項目
環境の概況		環境要素に係る環境の概況、環境基準等の適合状況等

別表 - 2 現況調査項目

環境要素	調査項目		備考
(1)大気質	大気質の現況	市条例に基づき環境上の基準が定められている物質 環境基本法に基づき環境基準が定められている物質 その他必要な物質	
	気象	風向、風速、気温、湿度、日射量、雲量等	
	発生源の状況	工場・事業場（発生源の種類、規模、分布、排出条件、負荷量等） 自動車（道路構造、交通量（車種別、時間帯別）、走行特性、負荷量等）	
(2)騒音	騒音の現況	騒音レベルの分布、時間変動等 音源の種類・寄与等	その他とは、騒音に限定せず、「人と自然とのふれあい活動の場」及び「景観」における聴覚的要素を含む。
	伝搬性状	伝搬性状に係る地形・地物の種類、分布、構造等	
	発生源の状況	工場・事業場（種類、規模、分布等） 自動車（道路構造、交通量（車種別、時間帯別）、走行条件等） 鉄道・軌道（運行状況、軌道構造等） 航空機（運行状況等） その他	
(3)振動	振動の現況	振動レベルの分布、時間変動等	
	伝搬性状	伝搬性状に係る地形・地盤の種類、分布、構造等	
	発生源の状況	工場・事業場（種類、規模、分布等） 自動車（道路構造、交通量（車種別、時間帯別）等） 鉄道・軌道（運行状況、軌道構造等）	
(4)低周波音	低周波音の現況	音圧レベルの分布、周波数特性、時間変動等	苦情等により現に発生していると考えられる場合及び発生について考慮する必要がある場合に実施する。
	伝搬性状	伝搬性状に係る地形・地物の種類、分布、構造等	
	発生源の状況	音源の種類、規模（能力）、稼動状況等	
(5)悪臭	悪臭の現況	悪臭防止法に規定する特定悪臭物質 尼崎市悪臭防止対策指導指針に規定する臭気濃度	
	気象	風向、風速、気温等	
	発生源の状況	発生源の種類、規模、分布、排出ガス量、排水量等	

環境要素	調査項目		備考
(6)水質	水質の現況	市条例に基づき環境上の基準が定められている項目 環境基本法に基づき環境基準が定められている項目 その他必要な項目（水温、透視度、塩素イオン濃度等）	
	水象	河川等（流量、流速、自浄作用等） 海域（潮流、潮汐、構築物の分布状況その他の拡散条件、降雨量等）	
	気象	降雨量等	
	発生源の状況	工場・事業場（発生源の種類、規模、分布、排出条件、負荷量等） その他の発生源（発生源の分布状況、排出方法、排出先、排出水量、負荷量等）	
(7)底質	底質の現況	市条例に基づき環境上の基準が定められている項目（人の健康の保護に関する項目・ダイオキシン類に限る。） 環境基本法に基づき水質汚濁に係る環境基準が定められている項目（人の健康の保護に関する項目・ダイオキシン類に限る。） その他必要な項目	溶出試験も行うこと。
(8)地下水質	地下水の現況	市条例に基づき環境上の基準が定められている項目 環境基本法に基づき環境基準が定められている項目 その他必要な項目	
	地下水象	帯水層の分布、地下水の流動	
(9)地形・地質	地形	地形の分類等	
	地質	地質構造等	
(10)地盤変状	地盤変状の現況	地盤の沈下量、地盤の変位等 地下水位、地下水取水量等	
(11)土壌汚染	土壌汚染の現況	市条例に基づき環境上の基準が定められている項目 環境基本法に基づき環境基準が定められている項目 その他必要な項目	
(12)廃棄物	一般廃棄物	家庭系及び事業系別の発生量、収集・運搬の状況、処理方法別の処分量、最終処分場の規模等	
	産業廃棄物	種類別及び性状別の発生量、収集・運搬の状況、処理方法別の処分量、最終処分場の規模等	
	残土	処理体系等	

環境要素	調査項目		備考
(13)植物	自然植物	自然に生育する植物の分布状況、種類等	
	人工植栽	公園・緑地の分布状況、街路・庭園等における植物の分布状況、植物の種類及び量等	
	土壌等	植生に影響を及ぼす土壌等の諸性質	
(14)動物	陸生動物	動物の種類、分布状況等	
	水生動物	動物の種類、分布状況等	
(15)生態系	生息環境	動植物の生息環境等	存続性とは、常に数が変わっていてもその種が絶滅しない状態をいう。
	存続性	生物種の種類等	
	地域を代表する生物種の状況	注目種の分布、生態等 地域を特徴づける生態系の生物間の関係等	
(16)資源循環	廃棄物・残土	再利用・再資源ルート of 整備状況等	
	再生資源	グリーン購入適合商品等（主な使用資材等）	
(17)地球温暖化	温室効果ガスの発生状況	廃棄物の焼却量、エネルギーの消費量、石灰石の分解量等（エネルギー効率、施設利用率、年間排出量）	
(18)人と自然とのふれあい活動の場	ふれあい場の概況	位置、分布状況、種類、規模、利用の内容及び状況、利用環境（視覚的・聴覚的要素を含む。）等	
	ふれあい活動の状況	活動の内容及び活動の状況等	
(19)電波障害	電波障害の現況	テレビジョンの受信状況等	
	建築物等の分布状況	住居等の位置、形状、階層等	
(20)日照	日照の現況	冬至日における日影の時間	
	土地利用の現況	住宅、学校、病院、幼稚園・保育園、福祉施設等	
	建築物等の分布状況	住居等の位置、形状、階層等	
(21)風害	風の現況	風向、風速、乱れ強さ等	
	建築物等の分布状況	住居等の位置、配置、形状、階層等、及び周辺の地形、地表面粗度、隣接建物等	
(22)ヒートアイランド現象	緑地面積	緑被面積等	緑被面積等については、その種別（樹種、草種等）を可能な限り明示すること。
	水面面積	水面面積	
	建築・舗装面積	人工地表面の面積	
	エネルギー使用機器	熱放散量等	

環境要素	調査項目		備考
(23)景観	景観の構成要素及び特性	景観の構成要素（自然的・文化的・聴覚的要素）の現況 代表的な景観の構成要素の特性（形状、大きさ、色彩等）	標識音とは、地域固有の重要な音をいう。
	景観上の重要な視点及び領域	重要な視点（利用度の高い公共的な場所等）からの眺望・標識音の特性	
(24)文化財	埋蔵文化財	貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地の分布状況等	
	記念物	貝塚、古墳、住居跡、城跡、社寺の跡等の分布状況等	
	その他の文化物	社寺等の分布状況等	
(25)都市施設	交通機能	バス運行状況、バス利用状況等	
	教育施設	小学校、幼稚園の分布状況、児童・園児数、収容能力等	
	福祉施設	保育所、老人ホーム等の分布状況、収容能力等	
	公園・緑地	分布状況、利用状況等	
(26)安全性	交通安全	交通量、通学路、交通安全施設、事故発生の状況等	
(27)その他	その他事業者が環境影響評価等の対象とする項目		

環境創造要因に係る環境影響評価項目についても、環境要素ごとの調査項目等を参考に必要な現況調査を実施すること。

別表 - 3 予測の項目及び方法

環境要素	予測項目		予測方法	備考
(1)大気質	気象	気象、流れ場等	風洞実験による推計、類似事象による推定 その他適切な方法による推定	
	発生源	排出ガス量、濃度、負荷量等	工場・事業場 原単位法、事業計画に基づく推定 その他適切な方法による推定 自動車 走行量に排出原単位を乗じる方法、事業計画に基づく推定 その他適切な方法による推定	
	大気質	市条例に基づき環境上の基準が定められている物質 環境基本法に基づき環境基準が定められている物質 その他必要な物質	寄与濃度 大気拡散計算による推定(ブルームモデル・パフモデル等)、統計的方法による推計、風洞実験による推定 その他適切な方法による推定	
			環境濃度 寄与濃度にバックグラウンド濃度を加算して推計する。	
(2)騒音	伝搬性状	地形・地物の改変に起因する伝搬性状の変化	類似事象による推定 その他適切な方法による推定	
		気象条件に起因する伝搬性状の変化		
	発生源	音源の状況	事業計画に基づく推定 その他適切な方法による推定	
	騒音レベル		騒音伝搬モデルによる数値計算、日本音響学会式による計算、類似事象による推定 その他適切な方法による推定	

環境要素	予測項目		予測方法	備考
(3)振動	伝搬性状	地形・地物の改変に起因する伝搬性状の変化	類似事象による推定 その他適切な方法による推定	
	発生源	振動源の状況	事業計画に基づく推定 その他適切な方法による推定	
	振動レベル		波動理論による数値計算 類似事象による推定 その他適切な方法による推定	
(4)低周波音	伝搬性状	地形・地物の改変に起因する伝搬性状の変化 気象条件に起因する伝搬性状の変化	類似事象による推定 その他適切な方法による推定	
	発生源	音源の状況	事業計画に基づく推定 その他適切な方法による推定	
	低周波音の音圧レベル		伝搬理論計算式による計算 類似事象による推定 その他適切な方法による推定	
(5)悪臭	気象等	気象状況の変化	風洞実験による推計、類似事象による推定 その他適切な方法による推定	
	発生源	排出ガス量、濃度等	事業計画による推定 その他適切な方法による推定	
	悪臭の程度	特定悪臭物質 臭気濃度	正規分布型拡散式、類似事象による推定 その他適切な方法による推定	

環境要素	予測項目		予測方法	備考
(6)水質	水象等	水象の変化	河川等 類似事象による推定 その他適切な方法による推定 海域 数値シミュレーションによる推計、水理模型実験による推計、類似事象による推定 その他適切な方法による推定	
		水温の変化	数値シミュレーションによる推計、類似事象による推定 その他適切な方法による推定	
	発生源	排出水量、濃度、負荷量等	原単位法、事業計画による推定	
	水質	市条例に基づき環境上の基準が定められている項目 環境基本法に基づき環境基準が定められている項目 その他必要な項目	ストリーターペルプス式、新田式、数理解析モデル、模型実験、数値シミュレーションによる推計、類似事象による推定 その他適切な方法による推定	
(7)底質	水象等	水象の変化	類似事象による推定 その他適切な方法による推定	
	発生源	排出水量、濃度等	事業計画に基づく推定 その他適切な方法による推定	
	底質	市条例に基づき環境上の基準が定められている項目 (人の健康の保護に関する項目・ダイオキシン類に限る。) 環境基本法に基づき環境基準が定められている項目 (人の健康の保護に関する項目・ダイオキシン類に限る。) その他必要な項目	類似事象による推定 その他適切な方法による推定	

環境要素	予測項目		予測方法	備考
(8)地下水質	地下水象等	地下水象の変化	類似事象による推定、数値シミュレーションによる推計 その他適切な方法による推定	
	発生源	浸透水量、濃度等	事業計画に基づく推定 その他適切な方法による推定	
	地下水質	市条例に基づき環境上の基準が定められている項目 環境基本法に基づき環境基準が定められている項目 その他必要な項目	類似事象による推定、数値シミュレーションによる推計 その他適切な方法による推定	
(9)地形・地質	地形	変化の程度	類似事象による推定、事業計画に基づく推定 その他適切な方法による推定	
	地質	変化の程度	類似事象による推定、事業計画に基づく推定 その他適切な方法による推定	
(10)地盤変状	地盤の沈下量	変化の程度	圧密モデル、類似事象による推定 その他適切な方法による推定	
	地下水位の変化	変化の程度	水収支理論、類似事象による推定 その他適切な方法による推定	
	地盤沈下以外の地盤変状	変化の程度	類似事象による推定 その他適切な方法による推定	
(11)土壌汚染	土壌汚染の程度	市条例に基づき環境上の基準が定められている項目 環境基本法に基づき環境基準が定められている項目 その他必要な項目	類似事象による推定 その他適切な方法による推定	

環境要素	予測項目		予測方法	備考
(12)廃棄物	一般廃棄物	家庭系及び事業系別発生量 種類ごとの処理体系に及ぼす影響等	原単位法、類似事象による推定、事業計画に基づく推定 その他適切な方法による推定	
		種類及び性状別発生量 種類ごとの処理体系に及ぼす影響等	原単位法、類似事象による推定、事業計画に基づく推定 その他適切な方法による推定	
	産業廃棄物	種類及び性状別発生量 種類ごとの処理体系に及ぼす影響等	原単位法、類似事象による推定、事業計画に基づく推定 その他適切な方法による推定	
	残土	種類及び性状別発生量 種類ごとの処理体系に及ぼす影響等	原単位法、類似事象による推定、事業計画に基づく推定 その他適切な方法による推定	
(13)植物	植生の消滅の有無		類似事象による推定、事業計画に基づく推定 その他適切な方法による推定	生息状況への影響の程度には、間接的な影響によるものを含む。
	植生の改変の程度			
	生息状況への影響の程度			
(14)動物	生息環境の消滅の有無		類似事象による推定、事業計画に基づく推定 その他適切な方法による推定	生息状況への影響の程度には、間接的な影響によるものを含む。
	生息環境の改変の程度			
	生息状況への影響の程度			
(15)生態系	生息状況の変化	変化の程度	類似事象による推定、事業計画に基づく推定 その他適切な方法による推定	存続性とは、常に数が変わっていてもその種が絶滅しない状態をいう。
	存続性の変化	変化の程度		
	地域を代表する生物種の状況の変化	変化の程度		
(16)資源循環	廃棄物・残土の再利用・再資源化	種類及び性状別の方法、量等	類似事象による推定、事業計画に基づく推計 その他適切な方法による推定	
	再生資源の利用	再生資材等の種類及び使用量等		

環境要素	予測項目		予測方法	備考
(17)地球温暖化	地球温暖化物質	二酸化炭素の発生量 その他必要な物質の発生量	原単位法に基づく推定、類似事象による推定、事業計画に基づく推計 その他適切な方法による推定	必要に応じて、オゾン層破壊物質の使用量等について把握すること。
(18)人と自然とのふれあい活動の場	ふれあい活動の場の改変		類似事象による推定、事業計画に基づく推定	視覚的・聴覚的要素について配慮すること。
	活動状況の変化		その他適切な方法による推定	
(19)電波障害	電波障害の程度		類似事象による推定、事業計画に基づく推計 その他適切な方法による推定	
(20)日照	日影時間	建築物等に起因する冬至日における日影時間の変化 必要に応じて近隣建築物等との複合影響の変化	日影図による方法、模型実験 その他適切な方法による推定	
(21)風害	風の状況	風向、風速、乱れ強さ等		
	建築物等の分布状況	住居等の位置、配置、形状、階層等、及び周辺の地形、地表面粗度、隣接建物等		
	風害の程度	地表付近の風向・風速等	風洞実験による推定、CFD解析(数値シミュレーション)、類似事象による推定 その他適切な方法による推定	
(22)ヒートアイランド現象	緑地面積	緑被面積等の推定	類似事象による推定、事業計画に基づく推計 その他適切な方法による推定	緑被面積等については、その種別(樹種、草種等)を可能な限り明示すること。
	水面面積	水面面積の推定		
	建築・舗装面積及び・構造	被覆面積の推定 屋上・外壁の緑化、断熱構造、保水性の道路構造等		
	エネルギー使用機器	熱放散量等		
(23)景観	自然的景観	自然環境的視点等からの視覚的・聴覚的景観	模型、写真、完成予想図等を用いて予測 その他適切な方法による推定	標識音とは、地域固有の重要な音をいう。
	文化的景観	文化環境的視点等からの視覚的・聴覚的景観		
	重要眺望	重要な視点からの視覚的眺望、標識音		

環境要素	予測項目	予測方法	備考
(24)文化財	埋蔵文化財、 記念物等の変 質、消滅	類似事象による推定、事業 計画に基づく推定 その他適切な方法による推 定	
(25)都市施設	施設等への影 響の程度	類似事象による推定、事業 計画に基づく推定 その他適切な方法による推 定	
(26)安全性	交通安全 車両及び人の動線、危険性 等	類似事象による推定、事業 計画に基づく推定 その他適切な方法による推 定	
(27)その他	その他必要な 項目	適切な方法による推定	

環境創造要因に係る環境影響評価項目についても、環境要素ごとの予測項目、予測方法を参考に必要な予測を実施すること。